

## 子育て世帯等に対する住宅ローン「フラット35」優遇金利の適用について

地方創生の推進に向け、子育て支援に積極的な本市と住宅金融支援機構が連携し、子育て世帯や移住者に対する住宅取得支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、子育て支援の更なる推進を図るもの。

今回の「フラット35」の優遇金利支援制度の適用については、全国で6県49市町が対象であり、富山県内では射水市のみとなる。

### 1 内容

以下の市補助事業を利用して対象となる住宅を建設・購入する者に対し、フラット35の金利を当初の5年間に限り0.25%引き下げのもの。

### 2 連携する市の補助事業

指定宅地取得支援事業補助金

市が指定する未利用宅地の購入費を補助

【補助内容】1平方メートル当たり2,600円助成(上限60万円)

老朽危険空き家対策支援事業補助金

老朽危険空き家の解体と解体後の跡地利用の費用を補助

【補助内容】老朽危険空き家の解体(工事費の1/2、上限50万円)

解体後跡地購入(購入費の1/10、上限30万円)

解体後に新・増築(工事費の1/2、上限60万円)

きららか射水移住支援事業補助金

県外移住者に対し、空き家情報バンクの登録された住宅の購入費を補助

【補助内容】住宅購入費の1/2(上限30万円)

### 3 優遇対象となる住宅取得

満40歳未満の若年子育て世帯による既存住宅の取得

三世代以上の子育て世帯による同居のための新築・既存住宅の取得

直系親族の世帯から2km以内の近居のための新築・既存住宅の取得

### 4 適用日

住宅金融支援機構と本市の協定締結後(5月25日)から適用

「フラット35」取扱金融機関に相談の上、申請

事務担当 建築住宅課(大島分庁舎)

電話 51-6683